

畑作物共済（蚕繭）重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報・その他注意点のご説明

この「説明書」は、畑作物共済(蚕繭)へ加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要な事項(契約概要・注意喚起情報)を記載したものです。

必ずご一読いただき、蚕繭共済の内容をよくご確認、ご承認の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、事業規程をご参照いただくか、岐阜県農業共済組合（以下「組合」といいます。）へお問い合わせください。

「契約概要」：共済の仕組みの内容をご理解いただくための事項です。

「注意喚起情報」：お申込みに際して共済契約者に不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項です。

I. 「契約概要」の項目

1. 共済の仕組み

農業災害事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、組合、国の二段階により、各々が責任の一部を負担し、危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

(1) 共済関係の成立について

①蚕繭共済の共済関係は、各蚕期に係る業務が組合の事業規程で定めた掃き立て箱数0.25箱以上の農業者が、年産ごとに、養蚕を行う全てを畑作物共済（蚕繭）に付することを申込み、この組合がこれを承諾することによって、成立します。

②畑作物共済（蚕繭）への申込みをされる場合、必要事項を記載した畑作物共済（蚕繭）加入申込書（以下「加入申込書」という。）を提出期日までに組合に提出するよう事業規程で定められています。

③申込みの承諾を拒む場合

申込みに係る蚕繭が養蚕を行う蚕繭の全てでないときは、この承諾を拒みます。

2. 補償の内容（支払事由・免責・支払わない場合について）

(1) 引受（加入）方式と内容について

①全相殺方式

申込者ごとの減収量（基準収繭量から収繭量を差し引いた数量）が、その組合員の基準収繭量に対する支払開始損害割合（申込者が選択した割合）を超えるときに共済金を支払う方式。

(2) 補償割合（支払開始損害割合）について

次の中から、申込者が、加入申込の際に選択する。

全相殺方式・・・8割（2割）、7割（3割）又は6割（4割）

※（）内の数値は、支払開始損害割合です。

(3) 共済事故について

共済責任期間中に発生した損害で、補償の対象としている事故（以下「共済事故」という。）は、次のとおりとなっています。

①蚕児の火災、風水害、地震又は噴火による災害、病虫害及び鳥獣害による繭の減収。

②桑葉の風水害、干害、凍霜害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害、獣害による桑の減収。

(4) 支払責任のない損害について

共済責任期間中に共済事故によって発生した場合であっても、次の場合には共済金の一部、又は全額をお支払いできないことがあります。

①戦争その他の変乱によって生じた損害。

②組合員又はその法定代理人の故意・重大な過失・法令違反による損害。

③組合員と同じ世帯に属する親族の故意による損害（その親族が組合員に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）。

④植物防疫法の規定に違反した場合の損害。

(5) 共済金の支払いについて

①損害評価を行い、農林水産省より定められている諸手続き認定等を経て、次の額をお支払いします。

全相殺方式

選択された1キログラム当たり共済金額(農林水産大臣が定める1キログラム当たり共済金額(以下、「単位当たり共済金額」という。))×共済減収量

共済減収量：組合員ごとに共済事故により減収した繭量(出荷数量等調査により把握した出荷量)のうち、基準収繭量に対する支払開始損害割合(申込者が選択した割合)を超えた数量(kg)

②組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに、共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

(6) 共済金が支払えない場合について

次のような場合には、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

- ①通常すべき管理、損害防止義務を怠って生じた損害。
- ②損害防止の指示に従わなかったとき。
- ③損害発生の通知を怠り、又は故意・重大な過失によって事実と反する通知をしたとき。
- ④畑作物共済(蚕繭)加入申込書の提出後、変更通知にあたり、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- ⑤正当な理由がないのに共済掛金の払い込みを遅延したとき。

3. 共済責任期間

各蚕期の桑の発芽期から収繭するに至るまでの期間です。

4. 引受条件(共済金額等)

(1) 基準収繭量について

天候や肥培管理などが普通のものとして期待される収繭量で、全相殺方式は、申込者の過去3カ年の出荷実績と申告見込収繭量をもとに、基準収繭量を算定します。

(2) 共済金額について

共済責任期間中に補償される最高限度額です。

全相殺方式の場合(申込者ごとに算定します。): 単位当たり共済金額×(蚕期に応じた基準収繭量×申込者が選択した補償割合)

(3) 単位当たり共済金額の選択について

単位当たり共済金額は、各蚕期ごとに事業規程で定めるうち各々1つを選択できます。

5. 共済掛金等に関する事項

(1) 共済掛金について

①次のように算定します。

組合員負担掛金=共済金額×共済掛金率-国庫負担掛金

②共済掛金率は、農林水産大臣が過去20年間の被害率を基礎に定め、3年ごとに改定されます。

なお、農林水産大臣が定めた共済掛金率を基に組合員ごとに過去一定期間の被害率等により危険段階区分を設け、共済掛金率を毎年設定します。

6. 共済掛金等払込みに関する事項(払込み方法・払込み期日)

(1) 組合員負担掛金の払込み(納付)について

組合員負担掛金の払込み(納付)は、払込(納付)金額、期日及び場所を記載した掛金払込通知書(掛金賦課金納入告知書)をもって払込み(納付)します。

また、払込(納付)金額には賦課金(事務費)を含んでいます。

7. 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

(1) 共済掛金不払による解除について

正当な理由がないのに共済掛金の払込を遅延した場合には、蚕繭共済の共済関係を解除します。なお、共済関係の解除は、将来の向ってのみ、その効力を生じます。

(2) 重大事由による解除について

次の事由がある場合には、蚕繭共済の共済関係を解除します。なお、共済関係の解除は、将来の向ってのみ、その効力を生じます。

①組合員が、共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせよ

うとしたとき。

②組合員が、共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき。

③上記に掲げるもののほか、信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由があること。

(3) 責任期間中の農業経営収入保険への移行について

①農業経営収入保険へ移行する場合、共済関係の解除申出書を組合に提出ください。

②組合は共済関係を解除し、既に支払われた共済掛金を全額返還するとともに、事務費賦課金については月割りにて返還します。

II. 「注意喚起情報」の項目

1. 告知義務等の内容

加入申込書の項目について告知していただく義務（告知義務）があります。この告知事項について、故意又は重大な過失により不実の告知をしたときは当該共済関係を解除する場合があります。

(1) 加入者の義務について

①畑作物共済（蚕繭）加入申込書の提出後の変更通知

畑作物共済（蚕繭）加入申込書の提出後、記載内容に誤り、又は変更気付いたときは、速やかに組合までご連絡ください。その連絡がない場合は、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

②損害発生通知

共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると思われたときには、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いします。その通知がない場合、適正な損害評価が行われず、減収量の算出ができなくなりお支払いできなくなることがあります。

③損害防止の義務

蚕繭について通常すべき管理、その他損害防止に努める義務を有し、通常すべき肥培管理等の不良による減収は、共済事故以外の減収として分割評価を行い、共済減収量から差し引くことがあります。

また、損害防止の必要な措置について、組合からお願いする場合がありますのでご留意願います。

2. 特に法令等で注意喚起することとされている事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の二段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

III. 「その他」の項目

1. 個人情報の取扱いについて

(1) 畑作物共済（蚕繭）加入申込書により知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、組合が引受けの判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」という。）します。

また、個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のための業務に必要な範囲で利用することがあります。

(2) 組合は、共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため国との間で個人情報を共同利用します。

(3) 法令により必要と判断される場合、組合員・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、農林水産省との再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

(4) 個人データに第三者の情報が含まれており、組合員から組合へ提供されたことにより、その方が不利益を被った場合、組合員が責任を負い、組合には責任が及ばないこととします。